

# 第一子出産祝金

初めて子育てに関わる保護者に対し、子育ての経済的負担の軽減を図るため、「第一子出産祝金」を支給します。

## ✿ 支給対象者 ✿

下記の要件をすべて満たす方

- ① 第一子を出産した母又はその配偶者で、対象児童の誕生日において、対象児童と同一の住所を有すること。
- ② 対象児童の誕生日において、対象児童を監護し、かつ、生計を同じくしていること。
- ③ 市内に住所を連続して1年以上有していること。  
または、転入後1年以内に対象児童を出産された場合は、転入日から1年経過していること。
- ④ 申請者及び対象児童と同世帯の家族全員が、公租公課等を滞納していないこと。

✿ 支給額 ✿ 児童1人につき10万円

## ✿ 申請期限 ✿

対象児童の誕生日から(転入後1年以内に出産された場合は、転入日から1年を経過した日から)3か月以内

支給にあたっては、申請書の提出が必要となります。福祉支援課から申請書をお渡ししますので、必要書類(お生まれになったお子様の記載のある戸籍の全部事項証明書等)を添付し、ご提出ください。



お問い合わせ

本業市役所 健康福祉部 福祉支援課 子育て支援係

☎058-323-7752